

配信日時	2/2/2026 6:01:02 PM	送信ID	15848
配信者	川崎市		
対象サービス	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援		
対象地域	川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区		

件名	【川崎市からのお知らせ】こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要なGビズIDの事前取得について(依頼)
本文	<p>川崎市所在 市内指定障害児通所支援事業者 代表者 様 川崎市所在 市内指定障害児入所施設 代表者 様</p> <p>日頃から本市障害福祉行政に御尽力賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、令和6年6月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第 69 号。以下「法」という。)は、本年 12 月 25 日に施行されます。法が施行されると、子供に対する性暴力を防止する観点から、学校や保育所、障害児通所支援事業者等は、こどもと接する業務に従事する者について、法に基づく犯罪事実確認を行い、特定性犯罪前科の有無を確認し、特定性犯罪前科が確認された従事者については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、配置転換等の雇用管理上の措置が求められることとなります。</p> <p>これらの法に基づく、犯罪事実確認などの全ての事務手続は、現在こども家庭庁において開発中の「こども性暴力防止法関連システム(仮称)」(以下「システム」という。)を通じて行うこととなります。この際、法の対象事業者は、システムの利用登録に当たって、最初に「GビズID」を用いてシステムにログインすることが求められます。</p> <p>つきましては、各施設・事業所を設置・運営する法人の代表者は、下記を御参照の上、速やかに、GビズID(プライム)を取得するよう、お願いします。</p> <p>1 対象事業者 川崎市内に所在する次の施設・事業所を設置・運営する法人 (1)指定障害児入所施設 (2)指定障害児通所支援事業</p> <p>2 GビズIDの事前登録方法等 GビズID(プライム)の取得申請の方法については、デジタル庁の Web サイトに掲載されている「ご利用ガイド」や「解説動画」を参照し、同サイトから申請いただくようお願いします。 (GビズID(プライム)取得申請サイト) https://gbiz-id.go.jp/top/apply/account_select.html なお、GビズIDの事前登録には、必ず以下の資料をお読みください。 (ご利用ガイド) GビズIDクイックマニュアルGビズIDプライム編(法人代表者) https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/QuickManual_Prime_corporation.pdf</p>

(GbizIDよくある質問)

<https://gbiz-id.go.jp/top/faq/faq.html>

(GbizID解説動画)

<https://pr.gbiz-id.go.jp/movie-gallery/index.html>

(GbizIDの事前登録期限)

令和8年3月31日まで

3 参考

①子ども性暴力防止法施行ガイドライン

子ども家庭庁において、「子ども性暴力防止法施行ガイドライン」が策定されています。また、同庁において「子ども性暴力防止法」に関する事業者向け全国説明会が開催されることになりましたので、以下のとおりご案内申し上げます。

(「子ども性暴力防止法防止法」に関する事業者向け全国説明会)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/information-session>

(対象)

子ども性暴力防止法の対象となる事業者及び従業者

(日時)

2月13日(金)14時から16時

(開催方法)

オンライン

※同日に実地でも開催されますが、実地会場の申込は満席のため既に締め切られています。

②「児童福祉法施行規則等の一部改正」等の一部改正

子ども家庭庁及び文部科学省より発出された、「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行期日を定める政令」等の公布について(通知)において、児童福祉法施行規則等の一部改正に関して示されていますので、御参照ください。

③子ども性暴力防止法の事業者マーク(こまもろうマーク)

子ども家庭庁より、子ども性暴力防止法の事業者マーク(こまもろうマーク)の策定について、通知がありましたので御参照ください。

④児童対象性暴力等の未然防止、早期把握等に資する警察庁作成の資料等について

警察庁において、文部科学省の協力の下、児童対象性暴力等の防止のための研修用資料及び盗撮の防止を目的とした施設管理の際の着眼点をまとめた資料が作成され、別紙の通知により、文部科学省より各都道府県教育委員会等に周知されました。

子ども性暴力防止法の対象事業者をはじめ、子どもに対して教育、保育等を提供する事業者において、これらの資料に従事者への研修や施設・事業所の点検等に活用することにより、子どもへの性暴力等の未然防止、早期把握等が促されると期待されます。

関係資料について御参照くださいますようお願いいたします。

⑤掲載先

【障害福祉情報サービスかながわ ホームページ】

→書式ライブラリ

→3. 川崎市からのお知らせ

→12. 事業者指導関係※タイトルです。

(4)お知らせ・通知等

→2026/2/2 更新:子ども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となるGビズIDの事前取得について
(依頼)

(掲載URL)

<https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=131>

4 デジタル庁GビズID ヘルプデスク

0570-023-797

(受付時間)9:00~17:00 ※土・日・祝日、年末年始を除く

(発信元)

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課事業者指導担当

TEL:044-200-0082(事業者指導)

044-200-2927(事業者指定)

FAX:044-200-3932

メール:40sidou@city.kawasaki.jp